

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	三木市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www2.city.miki.lg.jp/miki.nsf/doc/94B3C00607F4B54849257EA60014D92F?OpenDocument

執行機関名 三木市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	三木市就学援助規則(昭和59年三教委規則第5号)による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三木市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年三木市条例第31号)別表第1教育委員会の項 (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学に要する費用の援助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	三木市就学援助規則第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難な児童及び生徒(同法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。)の保護者(同法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)に対し、就学に係る費用の一部の援助(以下「就学援助」という。)を行い、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		三木市就学援助規則 三木市就学援助事務取扱要領